

2013(平成25)年度 法学既修者入学試験問題(2月試験)

民法

(120分, 総点150点)

試験開始の指示があるまで開かないこと

注意

1. 問題冊子は、表紙をふくめて4ページで、問題は3問ある。
2. 解答用紙は3枚配布する。解答は解答用紙に記入し、解答の末尾には、「以上」と明記すること。また、用紙が不足した場合には、追加の用紙を配布するので、挙手して監督者に知らせること。
3. 下書き用紙として、白紙を1枚配布する。ただし、下書き用紙の提出は認めないので、必ず解答用紙に清書して提出すること。
4. 解答用紙への受験番号、氏名記入は、監督者の指示によること。また、「管理番号」欄は、大学側が使用するので受験生は記入しないこと。
5. 問題の内容に関する質問には、応じない。
6. 試験時間内の退場はできない。なお、試験中の発病等やむを得ない場合には、挙手により監督者に知らせ、その指示に従うこと。
7. 試験終了後は、監督者の指示があるまで、各自の席で待機すること。
8. 問題冊子及び下書き用紙は、各自で持ち帰ること。

第1問

以下の各小問に答えなさい。なお、各小問はいずれも独立した問題である。

[小問1]

Aは、Bの欺罔行為によって甲土地をBに売却し、Bに甲土地を引き渡すとともに所有権移転登記を得させた。そして、Bは、善意・無過失のCに対し、甲土地を売却し引き渡したが、所有権移転登記まではしていなかった。

その後、AがBの詐欺を理由に甲土地の売買を取り消し、AがCに甲土地の明渡しを求めた。これに対し、Cは民法96条3項を理由にAの請求を拒んだが、Aは次のように主張した。

「民法94条2項において登記が不要であると解されるのは、真の権利者の帰責性が極めて大きく、真の権利者の保護の必要性があまりないからであるのに対して、被欺罔者については、虚偽表示における真の権利者と同様に考えることはできないから、民法96条3項の『第三者』として保護されるためには、登記を備えることが必要であると解すべきである。」

Cは、甲土地の明渡しを拒むことができるか。Cの立場に立って考えなさい。(20点)

[小問2]

D所有の乙土地上に、Dが知らないうちにEが無断で丙建物を建てE所有名義の保存登記をしてしまった。そこで、Dは、Eに対して丙建物の収去、乙土地の明渡しを求めた。

ところが、Dが丙建物の収去、乙土地の明渡しを求める前に、Eは、既にFに丙建物を売却していた。そこで、Eは、Fに丙建物を売却してしまったから、丙建物の所有者ではないと主張した。

Dは、Eに対し、丙建物の収去、乙土地の明渡しを求めることができるか。Dの立場に立って考えなさい。(30点)

第2問

以下の各小問に答えなさい。なお、各小問はいずれも独立した問題である。

〔小問1〕

AはBからある商品を多量に購入したが、その商品の3割ほどは粗悪品であった。それが判明してから1ヶ月後に、AはBに対して、「引渡しを受けた商品の3割ほどが粗悪品であったので、瑕疵担保責任を追及する。損害額は現在計算中であるが、100万円を下回ることがないので、とりあえず100万円を支払ってもらいたい」と告げた。しかし、Bは言を左右にして、支払わないまま1年が経過してしまった。Aは、このままではらちがあかないと考え、瑕疵担保責任の追及として、そのころ明らかになった損害額123万円とその遅延利息の支払いを求めてBに対して訴えを提起した。それでも、その時点は、Aが最初に瑕疵を発見した時から1年3ヶ月が経った後であった。Bは、瑕疵担保責任は、瑕疵を知った時から1年以内に追及しなければ除斥期間の経過により消滅すると反論してきた。Aの123万円と遅延利息の支払い請求は認められるか。

なお、民法以外の法律の適用は検討しなくてよい。(25点)

〔小問2〕

Aは、Bから橋梁工事を請け負ったが、その基礎となる護岸工事について工期を2ヶ月としてCに下請させた。しかし、Cがまともに工事をしないままAと取り決めた履行期が2週間後に迫ってきた。Aは、このままではBとの間の請負契約を履行期までに仕上げることはできないと考え、Cから工事を取り上げてD・Eの2業者にこの護岸工事を分担施工させて、3週間で工事を仕上げさせ、その後、かろうじてBと取り決めた履行期に間に合うように工事全体を仕上げた。

Aが、D・Eに再度発注せざるをえなかったことに伴う増加工事費用分などについて、Cに対して、下請契約の不履行を理由に損害賠償の支払いを請求した。これに対して、Cは、工事を下請契約で定めた履行期までに完成することは可能であったのに、Aがそれを妨げたからCの債務はAの責めに帰すべき事由により履行不能となったのであって、自分は損害賠償義務を負わないと反論している。

A・Cいずれの主張が認められるか。(25点)

第3問

AとXとは夫婦であった。Xは、亡父から相続した土地とその上の建物（以下「本件各不動産」という。）を所有しており、所有名義もいずれもXとなっている。そして、夫婦は本件各不動産に居住していた。ところが、Aは、かねてから賭博が好きであったため、Xには内緒で、賭博のためにいわゆる街金から500万円の借金をしており、その支払いの督促を受けていた。支払いに窮したAは、Y銀行から800万円の融資を受けるとともに、X名義の本件各不動産にY銀行のために極度額1000万円の根抵当権を設定して登記を経由した。しかし、その後、AとXは、Aの賭博好きが原因で夫婦仲が悪くなり協議離婚するに至った。離婚後、Xは本件各不動産にY銀行の根抵当権設定登記がなされているのに気が付いて、Y銀行を被告として当該根抵当権設定登記の抹消を請求する訴えを提起した。Xの請求は認められるか論じなさい。（50点）